

学校法人山脇学園 いじめに関する第三者調査委員会規程

(目的)

第1条 この規程は、山脇学園（以下「本学」という。）いじめ防止基本方針第9条に基づいて設置する第三者調査委員会（以下「委員会」という。）の組織および運営に関して必要な事項について定めるものである。

(設置)

第2条 いじめ防止・対策推進室からの報告に基づいて、理事長が重大事態に該当すると判断した場合、委員会の設置を決定する。

(任務)

第3条 委員会は、次の各号を行う。

- (1) いじめに関する当事者および関係者からの事情聴取、事実関係の調査
- (2) 前号の内容に関する調査報告書の作成
- (3) 申立人・保護者および被申立人・保護者に対する調査結果の報告

(組織)

第4条 委員会は、理事長が任命する以下の委員をもって構成する。

- (1) 学校管理職（校長または教頭） 1名
 - (2) いじめ防止・対策推進室委員 若干名
 - (3) 弁護士や精神科医などの外部有識者 若干名
- 2 当該事案の当事者は委員になることができない。
 - 3 委員長は理事長が任命する。

(委員の責務)

第5条 委員は、次の各号に掲げる責務を負う。

- (1) 中立公正な立場、態度を堅持すること
 - (2) 二次被害の防止に努めること
 - (3) 調査において知りえた個人情報等を漏洩させないこと
- 2 調査方針（調査主体、調査の目的・目標、調査時期・期間、調査事項、調査方法など）および申立人・保護者へのその説明と調査結果の報告については、文部科学省発出の「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」に準じて行う。

(会議)

第6条 委員会は委員長が招集し、議事を司る。

- 2 委員会の議事は出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長が決する。
- 3 委員会の会議は原則非公開とする。
- 4 委員長が指名した委員が議事録を作成する。

(報告書の内容)

第7条 調査報告書には以下の内容を記載する。

- (1) 事案の経緯
- (2) 申立人および被申立人の主張およびこれらに対する委員会の事実認定
- (3) 申立人および被申立人の要望およびこれらに対する委員会の見解
- (4) 弁護士費用など調査に要した費用の申立人と本学との負担割合に対する委員会の見解

(調査の終了)

第8条 調査は次の各号の事由が生じたとき、理事長の了承により終了する。

- (1) 委員会の調査が終了し、申立人および被申立人に調査結果を報告したとき
 - (2) 申立人が調査の打ち切りを申し出たとき
- 2 前項の終了をもって、理事長は委員の任を解き、当該事案に対する委員会を解散する。

(費用負担)

第9条 調査に要した費用は第7条で委員会が示した負担割合の見解に基づき、申立人と本学がそれぞれ負担する。

- 2 前項に関わらず、申立人が弁護士と契約した場合、その契約にかかる費用はすべて申立人保護者の負担とする。

(その他)

第10条 本規程の実施にあたって必要な事項は、理事長がこれを定める。

(附則)

- 1) この規程は、2023年11月1日から施行する。